

原産地の定義 (Made in Japan といえるのか)

・「不正競争防止法」の原産地：「原産地」とは、商品が生産、製造又は加工され商品価値が付与された地。(経産省「逐条解説 不正競争防止法」第9節 誤認惹起行為 第2条第1項第20号関係 2要件 2原産地 143頁：
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20190701Chikuiyou.pdf>)

・「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)の原産国：原産国とは、その商品の内容について**実質的な変更**をもたらす行為が行われた国をいう。(「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年10月16日公取委告示34号))

・「関税法」の原産地：WTOの「原産地規則に関する協定」に基づいた日本の「関税法」(非特惠の原産地規則)においては、日本の輸出品で、「日本原産」Made in Japan というためには、最終的な製品となるための「**実質的な変更**を加える」加工又は製造を日本で行っており、その際に用いる「部品」「原料」「材料」などのHSコードの上4桁が製品の4桁以外であれば、その製品が日本製、つまり日本が原産国ということになります。(関税法施行令第4条の2第4項)
このルールは輸入における原産地認定も同様です。
この「関税法の法的根拠」は下記の通りです。

なお、原産地について、不当な表示、虚偽の表示、誤認の恐れがある表示を規制する法律は、以上以外に、**輸出入取引法**(相手国の知的財産権を侵害する貨物や、原産地を偽装した貨物など、「不公正な輸出取引」を禁止)、**商標法**が挙げられます。

「関税法の法的根拠」

関税法施行令第4条の2第4項

4 第一項第二号に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域(第三十六条の三第一項第二号、第三十六条の四第二号、第五十一条の四第一項第二号、第五十一条の十二第一項第二号及び第五十九条第一項第二号において「原産地」という。)をいう。

- 一 一の国又は地域において**完全に生産された物品**として財務省令で定める物品
- 二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに**実質的な変更を加えるもの**として**財務省令**で定める加工又は製造により生産された物品

関税法施行規則第1条の6⇒「項」と異なることとなる加工又は製造



WTOの「原産地規則に関する協定」に基づく

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000419.html

第四部 原産地規則の調和 第九条 目的及び原則 2 作業計画(抜粋)

(c) 委員会は、関税協理理事会による詳細な資料の提供が行われるようにするため、1に掲げる原則に基づき次の作業から生ずる解釈及び意見を提供するように技術委員会に要請する。これらの作業については、規則の調和のための作業計画を適時に完了することを確保するため、統一システム品目表の種々の類又は部によって表示される産品部門ごとに実施する。

- (i) 一の国において**完全に生産された物品及び軽微な作業又は加工**
技術委員会は、次の事項について調和のとれた定義を作成する。
一の国において**完全に生産されたと認められる物品**。このような物品について定義を作成する作業は、可能な限り具体的なものとする。
日本では「号」より厳しい「項」の変更となった。

軽微な作業又は加工(ある物品に対しそれ自体では当該物品の原産地を決定しないもの)

この(i)の規定に基づく作業の結果については、委員会からの要請を受けた後三箇月以内に委員会に提出する。

- (ii) **実質的な変更(関税分類の変更)**
技術委員会は、実質的な変更基準に基づき、特定の産品又は産品部門の原産地規則を作成するに当たって、統一システム品目表の「**号**」又は「**項**」の変更を用いること及び、適当な場合には、実質的な変更基準を満たす統一システム品目表における最小限の変更について検討し、及び詳細に定める。

技術委員会は、この(ii)の規定に基づく作業の結果を少なくとも四半期ごとに委員会に提出するため、統一システム品目表の類又は部を考慮しつつ、産品に従って当該作業を割り当てる。技術委員会は、委員会からの要請を受けた後一年三箇月以内に当該作業を完了する。

(iii) 実質的変更(補足的な基準)

統一システム品目表を用いることのみによっては実質的変更を明確に定めることができない場合には、技術委員会は、各産品部門又は個々の産品の部類について(ii)の作業を行った後、次のことを行う。

実質的変更基準に基づき、特定の産品又は産品部門の原産地規則を作成するに当たって従価比率(注1)、製造作業又は加工作業(注2)その他の要件を補足的に又は単独で用いることについて検討し、及び詳細に定めること。

注1： 従価比率に係る基準を設ける場合には、従価比率を計算する方法も原産地規則において示す。

注2： 製造作業又は加工作業に係る基準を設ける場合には、産品の原産地を決定する製造作業又は加工作業を正確に特定する。

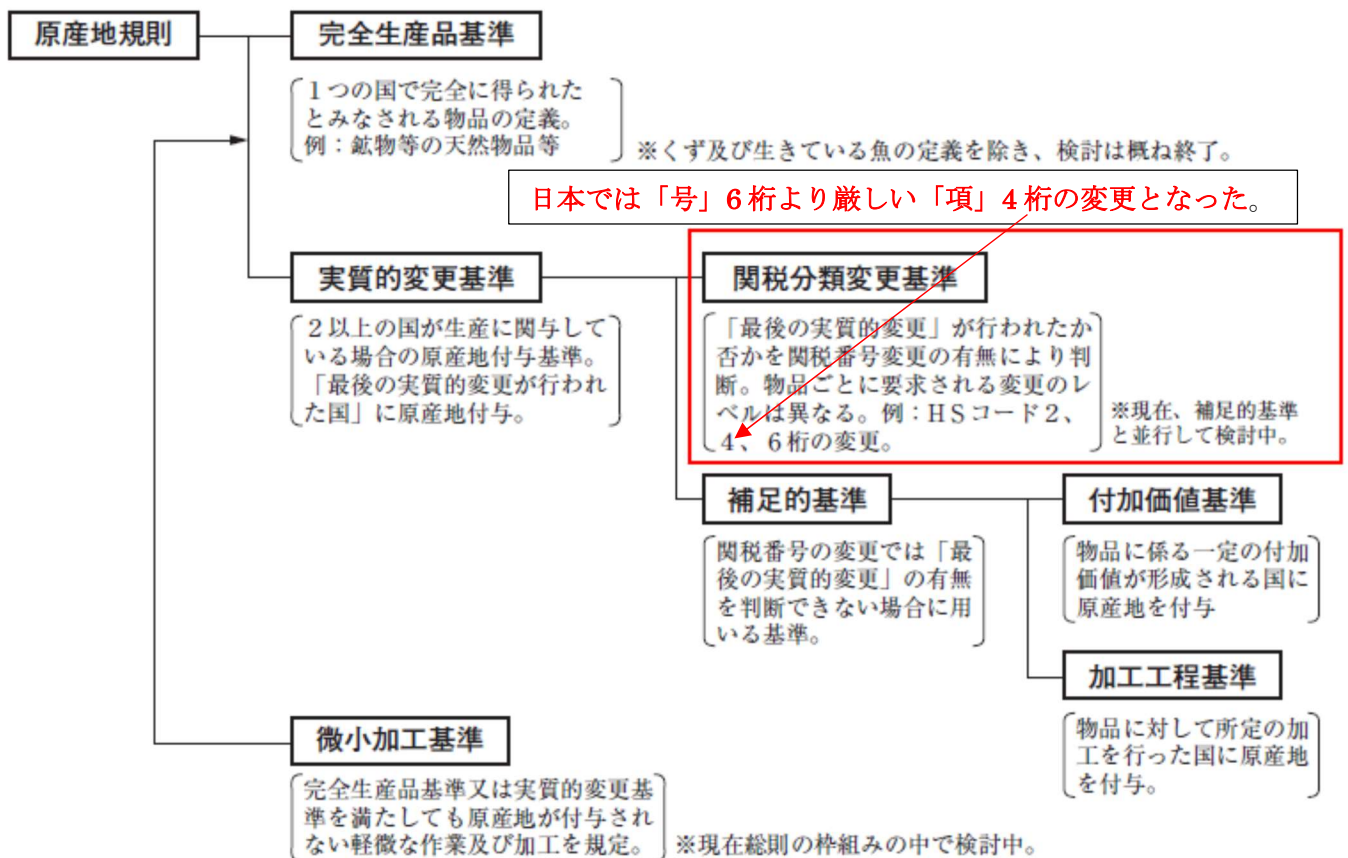
自己の提案について必要に応じ説明を行うこと。

この(iii)の規定に基づく作業の結果を少なくとも四半期ごとに委員会に提出するため、統一システム品目表の類又は部を考慮しつつ、産品に従って当該作業を割り当てること。技術委員会は、委員会からの要請を受けた後二年三箇月以内に当該作業を完了する。



「基本的な作業のアプローチとしては、①物品が1国で完全に生産される場合(鉱物等の天然物品等)に適用する完全生産品基準、②それのみでは原産地を付すに値しない軽微な加工を決める微小加工基準、③物品の生産に2以上の国が関与している場合には、最後の実質的変更が行われた国に原産地を付与とする実質的変更基準、の3つの基準に基づき、HSコード(関税番号)を参照しながら個別品目ごとに原産地規則を検討している。③の実質的変更基準については、実質的変更の有無を具体的に判定する方法として、更に、関税分類変更基準と関税分類変更基準を補完する目的の付加価値基準及び加工工程基準の導入が協定で認められている(図表9-2参照)。」(出典サイト: METI 第II部 WTOルールの概要 第9章 原産地規則 <https://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g30328c24j.pdf>)

<図表9-2> 調和作業を行っている原産地規則の体系図



インボイスによる原産国の確認

日本での輸入通関における非特惠原産地規則の適用（つまり、WTO協定税率の適用）においては、通常、**インボイスによって原産国の確認（例えば、インボイスにMade in USAの記載）ができればそれのみ**で、「原産地証明書」の提出は求められない*。

他国での取り扱いは、その国の規定によるが、世界貿易機関（WTO）に加盟している国は同機関における「原産地規則に関する協定」によって決められている大枠のルールに則って、各国で原産地の基準を決めている。（JETRO「非特惠の原産地証明書発給のための原産地規則」参照：https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001347/nonpreferentialROO.pdf）

結論をいえば、日本の関税法の「非特惠原産地規則」による日本の原産地の認定とされれば、他国での取り扱いにおいても、“日本産/日本製”と表示して問題ないと考える。

（輸出時の“日本産/日本製”表示に関する調査）：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_enkatu/attach/pdf/index-6.pdf）

※根拠

輸入貨物の WTO 協定税率適用手順(非特惠の原産品の原産地の認定方法)

【関税法基本通達 68-3-7】(協定税率を適用する場合の原産地認定の方法)

協定税率の適用に当たっての貨物の原産地の認定の具体的な方法は、必要があるときは、まず、令第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき**仕入書**その他の書類の提出を求め、**下記イ又はロによって行い**、これにより難しい場合は、ハからホまでにより、これによっても、なお原産地が明らかでない場合又は 協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき**原産地証明書**の提出を求め、これにより認定を行う。

イ 仕入書その他の書類に記載された製造者名、商標等の表示

ロ 仕入書その他の書類に記載された原産地の表示（例えば、Made in U.S.A., Product of France 等の表示）

ハ 貨物の包装に付された国名、製造者名、商標等の表示（包装容器等が再使用されたもので、内容品の原産地を表示していないと認められる場合を除く。）

ニ 貨物に付されたラベル、ネームプレート、刻印、織込みマーク等による国名、製造者名、商標等の表示

ホ 特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにするに足るその種類、性質及び形状

なお、令第 61 条第 1 項第 1 号の規定により**原産地証明書の提出を要しないこととされている課税価格の総額が 20 万円以下の輸入貨物に対する原産地の確認**についても、上記により行うこととし、例えば、積出地等から明らかに非適用国の原産でないことが確認できる場合には協定税率を適用して 差し支えない。

【関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号】(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、**仕入書**、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した**原産地証明書**(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあっては、定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。)の**総額が二十万円以下の貨物**及び**貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物に係るものを除く。)**

・関税法基本通達 71-3-1(原産地の虚偽表示等に関する用語の意義)

・税関所管法令等一覧(含む改正) <https://www.customs.go.jp/kaisei/hourei.htm>